

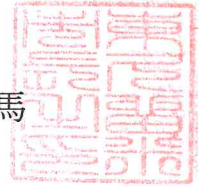
許 可 証

東久留米市八幡町一丁目5番25号
有限会社山下商事
代表取締役 山下 雅章

令和 6 年 1 月 5 日で申請のあった一般廃棄物処理業については、東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第29条の規定により、下記のように許可する。

令和 6 年 4 月 1 日

東久留米市長 富田 竜馬



記

- | | |
|---------------|--|
| 1. 収集、運搬、処分の別 | 収集及び運搬 |
| 2. 区 域 | 東久留米市内 |
| 3. 一般廃棄物の種類 | 紙屑・厨芥・草木屑・繊維屑 |
| 4. 期 限 | 令和 8 年 3 月 31 日 |
| 5. 条 件 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び東久留米市廃棄物の処理及び再利用に関する条例並びに関係法令等を遵守すること。 |